

第102号議案

和解について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年9月27日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

この議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、提出するものである。

記

1 和解の内容

- (1) 相手方は、令和2年1月31日までに多摩市が所有し、賃貸する土地（東京都多摩市大字落川 。以下「本件土地」という。）上に存する建物等を収去し、原状（建物滅失登記を可能とする範囲）に回復したうえで、速やかに建物滅失登記を行い、本件土地を明け渡す。
- (2) 多摩市は、相手方が令和2年1月31日までに本件土地上の建物滅失登記を完了させたときは、借地権の買取価格として金1,069万2,000円を相手方に支払う。
- (3) 多摩市は、相手方の平成28年4月分から本件土地の明渡しの日までの間の、1年あたり金35万2,412円の割合による本件土地についての賃料及び賃料相当損害金の支払義務を免除する。
- (4) 多摩市は、相手方が本件土地に残留せしめた物件は所有権を放棄したものとみなし、自由に処分し、又は除却する。
- (5) 多摩市と相手方の間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

2 和解の相手方

(Aの相続人)

東京都町田市山崎町

B

東京都府中市白糸台

C

東京都多摩市東寺方

D

東京都日野市落川

E

3 和解の理由

- (1) 多摩市は、多摩村国民健康保険直営診療所に勤務していた元職員（A）の配偶者（F）との間において、昭和37年に、建物所有を目的として、本件土地に係る土地賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）を締結した。
- (2) Fが、平成21年に逝去し、Aが本件土地に係る借地権及び本件土地上に存する建物等を相続した。
- (3) Aが、平成27年に逝去し、相手方が本件土地に係る借地権及び本件土地上に存する建物等を相続した。
- (4) （旧）借地法（大正10年法律第49号）の規定により、賃貸借契約は令和14年まで効力を有するが、多摩市と相手方の間で協議を行い、多摩市が相手方の本件土地に係る借地権を買い取る事等により、本件土地を返還する旨の合意が整ったことから、本件和解を締結するものである。